

## 2 地方自治体の契約方法の拡大

提出先 総務省

### **【提案項目】**

地方自治体の契約の締結について、「せり」による競争で最も安い価格を申し出た者と契約を締結することができるよう、法改正など必要な措置を講じること。

### **【提案理由等】**

地方自治法では、動産の売払いで特に必要な場合について、「せり売り」が認められているが、「せり」による競争で、最も安い価格を申し出た者と契約を締結する方法、いわゆる「せり買い（リバースオークション）」による契約方法は定められていない。

この「せり買い」による契約は、現行の入札方式に比べて、物品等の調達コストを削減できる方法であり、実際に民間では実績を上げている。このため、国においては、物品の購入等について試行が実施され、本県においても、財政が厳しい中、経費削減を図るため、平成23年度、平成24年度に試行を実施したところ、大きな効果が得られた。

しかし、地方自治体がこの方法により契約を締結するためには、入札の手続の中で執行する必要があり、「せり」部分について民間事業者に委託するなど、新たな手続や経費が必要となる。

したがって、地方自治体が直接「せり買い」を実施でき、手続が簡素化できるよう、地方自治法の改正等が必要である。